

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月十八日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第四十五号

青森県民有林野造林補助規則の一部を改正する規則

青森県民有林野造林補助規則（平成十年三月青森県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 特定機能回復事業

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県民有林野造林補助規則の規定は、令和六年度分の補助金から適用し、令和五年度分までの補助金については、なお従前の例による。